

4 . 岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する岐阜県福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）及びた岐阜県社協福祉サービス第三者継続評価事業（以下「継続評価事業」という。）の評価結果の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(評価書)

第 2 条 本会は、評価事業について、受審事業者ごとに評価結果を記載した評価書を作成するものとする。

2 評価書は、別表 1 のとおりとする。

(継続評価書)

第 3 条 本会は、継続評価事業について、受審事業者ごとに改善内容結果を記載した継続評価書を作成するものとする。

2 継続評価書は、別表 2 のとおりとする。

(評価結果の提出及び決定)

第 4 条 本会は、実施要綱第 7 条第 6 項の規定に基づき、別紙様式 1 により、受審事業者に評価書を提出するものとする。

2 受審事業者は、前項の評価書について異議がある場合は、別紙様式 2 により、評価書提出後 1 週間以内に、本会あて異議を申し出ることができるものとする。

3 本会は、前項により受審事業者から異議の申し出があったときは、異議の内容を十分検討して、必要があれば岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業運営委員会において、再審議を行い、別紙様式 3 により受審事業者に回答するものとする。

4 本会は、前 3 項の規定により受審事業者に提出した評価書の公表に関する同意の意思を確認するものとする。

(改善計画書の提出)

第 5 条 受審事業者は、前条に定める評価決定を受けて、課題の改善等に関する改善計画書を提出できるものとする。

2 改善計画書は、別表 3 のとおりとする。

(継続評価書の提出及び決定)

第 6 条 本会は、実施要綱第 7 条第 6 項の規定に基づき、別紙様式 5 により、受審事業者に継続評価書を提出するものとする。

2 受審事業者は、前項の継続評価書について異議がある場合は、別紙様式 6 により、継続評価書提出後 1 週間以内に、本会あて異議を申し出ることができるものとする。

3 本会は、前項により受審事業者から異議の申し出があったときは、異議の内容を十分検討して、必要があれば岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業運営委員会において、再審議を行い、別紙様式 7 により受審事業者に回答するものとする。

4 本会は、前 3 項の規定により受審事業者に提出した継続評価書の公表に関する同意の

意思を確認するものとする。

(公表)

第7条 本会は、受審事業者から第2条の評価書を公表することについて同意を得たものについては、別紙様式4に定める評価認定証を交付し、当該評価書を本会ホームページ上に公開するとともに、本会福祉サービス評価センター事務局内に当該評価書を備えるものとする。ただし、受審事業者から評価書の一部または全部について公表に関して同意が得られない場合は、評価項目、箇所ごとあるいは事業者名について公表が得られない旨を公表するものとする。

2 本会は、受審事業者から第5条の改善計画書を公表することについて同意を得たものについては、当該改善計画書を本会ホームページ上に公開するとともに、本会福祉サービス評価センター事務局内に当該改善計画書を備えるものとする。

3 本会は、受審事業者から第6条の継続評価書を公表することについて同意を得たものについては、当該継続評価書を本会ホームページ上に公開するとともに、本会福祉サービス評価センター事務局内に当該継続評価書を備えるものとする。

4 前3項に定める公表の期間は、評価実施時の翌年度から起算して3年間とする。

(推進会議への報告)

第8条 本会は、岐阜県福祉サービス第三者評価推進会議に対して、評価書、改善計画書及継続評価書並びに公表の有無について報告を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年 6月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月 5日から施行し、平成17年度に受審した事業所については、改正後の評価認定証を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。